

**区分：Ⅲ**

場所	7号機	
件名	原子炉建屋（管理区域）における病人の発生について	
不適合の概要	平成 23 年 8 月 30 日午前 11 時 30 分頃、7 号機原子炉建屋 4 階（管理区域）において、原子炉開放作業に従事していた協力企業作業員が気分が悪くなったため、救急車にて病院へ搬送しました。なお、当該作業員の意識はありました。	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u>	<損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中
対応状況	診察の結果、熱中症の疑いと診断されました。 当該作業においては、熱中症対策として作業開始前の体調確認や適度な水分補給を行っていましたが、今後とも作業員の体調管理として、休憩や適度な水分および塩分の補給を心がけるよう再度注意喚起を行います。	

# 7号機原子炉建屋（管理区域）における病人の発生について

